

豊中市地域サポート応援事業に関するQ&A

No.	項目	質問	回答
1	応募について	各コースの申込み〆切はいつですか？	<p>助成金支援コース・クラウドファンディングコースについては、〆切を2回設けています。</p> <p>第1回〆切：令和2年（2020年）7月15日（水曜） 第2回〆切：令和2年（2020年）9月30日（水曜）</p> <p>なお、交付決定額が予算総額に達した時点で受付終了となります。追加募集をする場合もあります。</p> <p>広報活動支援コースについては、随時募集します。令和2年度（2020年度）中に事業実施が可能と考えられるスケジュールでお申し込みください。</p>
2	応募について	同一事業で助成金支援コースとクラウドファンディングコースの両方に応募することは可能ですか？	<p>可能です。</p> <p>ただし、同一事業で両方のコースに応募する場合は、対象経費が重複することのないよう、支援する対象者や実施期間を明確に区分していただく必要があります。</p> <p>例）助成金支援コースでは4～7月実施分、クラウドファンディングコースでは8～11月実施分を対象経費とする等</p>
3	応募について	応募に際し、事前に相談することは可能ですか？	<p>可能です。</p> <p>都市経営部創造改革課（連絡先：最終頁に掲載）までご連絡ください。市民活動情報サロン（豊中駅構内）でも、活動に関することや申込書の書き方などについての相談を受け付けています。</p> <p>市民活動情報サロン https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/npo/salon/</p>

No.	項目	質問	回答
4	審査について	審査方法・審査基準について教えてください。	<p>市職員で構成する審査委員会を設置し審査します。</p> <p>審査方法は書類と事業説明とにより行います。事業説明は、対面またはオンライン審査を選んでいただけます。審査の結果、各コースについて、以下の基準を満たした場合に、採択されます。</p> <p>(1) 助成金支援コース 40%未満の項目がなく、かつ合計点が50%以上である場合。</p> <p>(2) クラウドファンディングコース 事業の早期実現性の項目点が60%以上で、かつ合計点が50%以上である場合</p> <p>(3) 広報活動支援コース 地域への貢献度と事業の早期実現性の項目点が50%以上で、かつ合計点が50%以上である場合</p>
5	助成金の交付について	助成金の交付を受ける場合、領収書は必要ですか？	<p>領収書等、支払いの事実を確認できる書類（写し可）が必要です。</p> <p>助成金支援コース及びクラウドファンディングコースに採択された場合は、事業実施後に実績報告書と決算書を提出いただく必要があります。</p> <p>決算書には、領収書等を添付いただくこととなりますので、事業実施期間中に発生する経費は記録し、領収書も保管しておいてください。</p>
6	助成金の交付について	活動を始める前に助成金の交付を受けることは可能ですか？	<p>場合により可能です。</p> <p>助成金支援コースで、申込者が事業を完了する前に助成金の交付を受けることで、より円滑に事業を実施することができると認められる場合は、概算払いの対象とすることができます。</p> <p>概算払いを希望する場合は、審査の際にご相談ください。</p>

No.	項目	質問	回答
7	助成金の交付について	対象となる経費はどのようなものですか。	<p>費目の分類は、事業に直接要した諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、その他市長が認める経費で、令和2年度（2020年度）中に支出されたものが対象です。</p> <p>対象となる経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 諸謝金：専門的立場の方への謝金、ホームページ作成にかかる謝金等 ○ 旅費：交通費、駐車場料金等 ○ 消耗品費：事務用品、コピー代等 ○ 印刷製本費：チラシ、ポスターなどの作成に充てた費用等 ○ 通信運搬費：郵送代、切手代、電話料金等 ○ 保険料：イベント等にかかる保険料 ○ 使用料及び賃借料：イベント会場の借上げ料、機器のレンタル料等
8	助成金の交付について	対象外となる経費はどのようなものですか。	<p>対象外の経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務所の管理費など団体運営のための経常経費及び人件費 ● 助成対象事業以外の事業等と共通する経費 ● 販売を目的とする物品にかかる経費 ● 固定資産にかかる経費 ● 飲食費（打合せ・打ち上げ等にかかる飲食費、スタッフのまかない等） ● 領収書等により団体の支払いが確認できないもの ● その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの

No.	項目	質問	回答
9	クラウドファンディングについて	集まった資金を事業で使い切れなかった場合はどうなりますか？	クラウドファンディングで集まった資金の金額が、事業に要した経費を上回った場合、余剰分は「とよなか新型コロナウイルス対策基金」に積み立てられます。
10	クラウドファンディングについて	資金が集まらなかった場合も事業を行う必要がありますか？	クラウドファンディングの目標額を達成できなかった場合であっても、事業を実施していただきます（All-in方式）。 事業実施にあたり、計画の変更が必要となる場合は、変更申請を受け付けます。
11	クラウドファンディングについて	出資者に対し、リターンを設定することはできますか？	原則としてリターンを設定することはできません。 クラウドファンディングコースで交付された助成金については、全額を事業実施に充てていただくことになります。
12	広報活動支援コースについて	広報活動支援コースでは具体的にどのような支援が受けられるのですか？	市 SNS（フェイスブック・LINE 等）や、市ホームページで活動内容を PR できます。関連団体へのチラシ配布なども、ご相談に応じます。また、地域サポート応援事業の採択を受けた活動である目印として、採択事業にかかるホームページやチラシ等にオリジナルロゴを掲載いただくこともできます。
13	事業の報告について	実績報告はどのような資料を提出すればよいですか？	実施した事業の内容や対象人数、効果などをまとめて、提出していただきます。 写真やサポート対象者からのお声など、市ホームページなどでも公表可能な範囲（個人を特定できないもの）でまとめてください。

その他、ご質問がありましたら下記までご連絡ください

豊中市役所 都市経営部 創造改革課

電話：06-6858-2745 MAIL：souzou@city.toyonaka.osaka.jp

